

議事要旨(5) IASB公開草案「保険契約」の対応について

冒頭、野村常勤委員（担当委員）より、7月に公表されたIASBの公開草案「保険契約」（以下ED）に対するコメント（2010年11月30日期限）について、本日より数回にわたり企業会計基準委員会で審議予定である旨の説明が行われた。引き続き、駿馬専門研究員より、審議事項（5）-1及び（5）-2に基づいて、具体的なコメント案の内容に関する説明が行われた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明等は次のようなものであった。

- ある委員から、新契約費について、保険募集の経路によって測定上の取扱いが異なると、保険会社間の比較可能性が成り立たなくなること、保険はプールしてはじめて成り立つ商品であることから、増分新契約費はポートフォリオ単位で識別すべきであり、個々の契約単位で識別することに反対である旨のコメントがあった。これに対し事務局からは、どこまでを増分新契約費に含めるか線引きが難しい旨の説明がなされた。また、別の委員からも、個々の契約単位で識別すると、同じ保険会社が同じ商品を異なるチャンネルで販売した場合、商品の収益性は同じでも測定が変わってしまう懸念があること、ASBJ としては何を増分新契約費に含めるべきかという具体的な線引きまで言及する必要はなく、考え方として述べれば良いのではないかと、とのコメントがあった。
- ある委員から、保険負債の測定及び利益の表示に関して、特に生命保険会社は超長期の負債を有しており、金利変動の影響は大きいと、これは当期の事業成果とは言えず、EDの提案に反対であり、事務局より示した4つの案のうち、その他の包括利益（OCI）を使用する案が現実的には望ましい旨、さらに、変額保険など、現在価値ベースの会計処理が望ましいものもあるので、OCIの使用はオプションにすべきである旨のコメントがあった。くわえて、負債測定の変動要因を金融アサンプション（割引率）と非金融アサンプション（見積り）に区別し、企業のコントロールが効かない前者による変動はOCIを使用し、後者による変動は残余マージンの調整で対応してはどうか、とのコメントがあった。これに対し事務局からは、OCIの使用をオプションとすれば比較可能性の問題が生じるので、変額契約等のユニット・リンク契約については純損益に認識し、他の契約にはOCIの使用を要求するという考えられる旨、残余マージンの調整は現行会計のロックイン方式と最終的には同じであると考えられる旨、及び、事務局案は金融アサンプションと非金融アサンプションを区別せずに合わせてOCIを使用するものである旨の説明がなされた。

- ある委員から、OCI を使用する案に関して、OCI の取扱いやリサイクリングの問題については、個別の会計基準で議論するのではなく、包括的に検討すべき事項であること、保険契約プロジェクトの目的を鑑み、貸借対照表で達成すれば純損益は現行どおりで良いのかという点、等で割り切れないものがあり、OCI を使用する案に反対であること、消去法的には ED の提案に同意することになるとのコメントがあった。また、別の委員から、ED の提案どおり最終基準化された場合の結果の重みを勘案し、OCI を使用する案を支持したい旨のコメントがあった。
- あるオブザーバーから、取得原価主義を見直す観点から負債サイドにも時価会計を適用すべきであること、また、投資家は純損益を業績、OCI をリスクプロファイルとして見ていることを勘案し、OCI を使用する案を支持する旨のコメントがあった。
- また、ある委員から、金融保証契約に関して、保険会社も関連会社で銀行と同様の保証業務を行っていることから、業態に応じて保険契約の範囲に含めるかどうか判断するという事務局案に反対である旨のコメントがあった。これに対して事務局から、コメントの趣旨は理解できるものの、保険会社の取り扱う金融保証契約にも様々な種類があり、保険会社内で契約ごとの線引きが必要となる難しさがある旨の説明がなされた。
- 最後に、野村常勤委員（担当委員）より、委員から指摘のあった新契約費に関しては事務局で再検討する考えである旨、及び、他の論点に関しては事務局が示した方向性を中心として引き続き検討していく旨の発言がなされた。

以 上